

国民健康保険組合に対する補助金交付要綱

(目的及び対象)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第66号。以下「法」という。）第17条の規定に基づき設立された国民健康保険組合のうち、次の各号に該当する国民健康保険組合（以下「組合」という。）に対して、法第75条の規定により、国民健康保険事業に要する費用の一部を補助し、もって組合の健全な育成と組合員の保健の向上に寄与することを目的とする。

- (1) 主たる事務所を神奈川県内におく組合
- (2) 組合員の全部又は一部が本市の区域内に住所を有し、かつその組合員及び組合員の世帯に属するものを被保険者としている組合

(交付申請)

第2条 この要綱による補助金の交付を受けようとする組合は、国民健康保険組合補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (2) 川崎市在住年間平均被保険者数等報告書（第2号様式）

(交付額)

第3条 補助金の額は予算の範囲内において交付するものとし、別表の方法により算定した額を補助するものとする。この場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付条件)

第4条 補助金は、第1条第2号に規定する被保険者のためにもっぱら支出すること、及びこの要綱の定める事項に従うことを条件として交付するものとする。

(補助金の返還)

第5条 偽りその他不正の行為によってこの要綱による補助金の交付を受けたとき、又は前条の条件に違反していることが認められたときは、市長は、当該組合に対し、補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた組合は、補助事業に係る事業の完了の日から起算して60日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（第3号様式）を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和 63 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、平成 13 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(あて先) 川崎市長

組合の所在地

組合の名称

代表者職・氏名

印

年度国民健康保険組合補助金交付申請書

次のとおり、年度国民健康保険組合補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 補助事業の目的及び内容

3 補助事業の計画（経費の配分、事業の完了予定日を含む）

第2号様式

川崎市在住年間平均被保険者数等報告書

1 年度川崎市在住年間平均被保険者数

人

2 年度特定健康診査受診率

%

3 年度がん検診平均受診率

%

4 年度国民健康保険組合保険者インセンティブの評価結果（固有指標合計点）

点

第3号様式

年 月 日

(あて先) 川崎市長

組合の所在地

組合の名称

代表者職・氏名

印

年度国民健康保険組合補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定を受けた 年度国民健康保険組合補助金に係る
事業実績を次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助金事業の実績

別 表

国民健康保険組合に対する補助金交付要綱第3条の交付金算出方法

次の方法で算出した金額を補助する。

- 1 当該年度の予算額を、全組合における川崎市在住の年間平均被保険者数（以下「年間平均被保険者数」という。）で除し、基本単価額を算出する。基本単価額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。
- 2 基本単価額に、各組合の（1）、（2）及び（3）の実績に応じた加算割合を乗じ、各組合の交付単価額を算出する。算出した交付単価額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。
 - （1）特定健康診査受診率
 - （2）がん検診平均受診率
 - （3）国民健康保険組合保険者インセンティブの評価結果（固有指標合計点）加算割合は、（1）、（2）及び（3）それぞれについて、実績が1位の組合は5%、2位は4%、3位は3%、4位は2%、5位は1%、6位は0%とし、各項目を合計したものとする。
- 3 2で算出した各組合の交付単価額に各組合の年間平均被保険者数を乗じた金額の合計が当該年度の予算額を超過する場合は、予算額の範囲内とするため、交付単価額に調整率を乗じる。調整率を乗じた結果、交付単価額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。
- 4 3で算出した交付単価額に、各組合における年間平均被保険者数を乗じ、各組合に対する当該年度の補助金額を算出する。この金額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てる。